

## 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、保護者や大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといえる。

また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われてきており、現在は59の疾患が保険適用とされている状況である。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり治療に踏み切れないケースも少なくない状況である。

子どもの歯並びについては、学校健診で要受診・要治療項目として指摘されることが多いものの、経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得世帯においては、保険適用に該当しない場合、必要な治療が受けられず矯正治療を断念している場合もあるのが現状である。

こうした現状を踏まえ、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、国において、保険適用の拡充および必要な周知を行い、保険適用に至らないケースにおいても、さらなる適用基準の拡充を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月3日

山梨県中央市議会